

別紙

承 諾 書

令和4年11月1日

(申請日を記載)

矢 掛 町 長 殿

所在地 小田郡矢掛町矢掛 3018 番地
名 称
代表者職氏名 矢 掛 太 郎 ⑤

矢掛町農業資材等物価高騰対策事業補助金（以下「補助金」という。）の交付申請に当たり、次のことについて承諾します。承諾した内容と事実が相違することが判明した場合には、補助金の交付を受けられないことになっていても異議はありません。また、これにより生じた損害については、当方が一切の責任を負うものとします。

記

第1条 矢掛町内に住所を有し、第三者に農産物の販売を行っている農業者（法人を含む）または集落営農組織であり、交付申請書類の記載内容を確認するため、矢掛町が税申告に係る内容を閲覧及び調査することに承諾します。

第2条 交付申請時において営農を継続し、令和5年以降も営農を継続する意思があり、補助金が農業所得となり申告の必要があることを承諾して申請します。申告用の収支内訳書の写しを5年間保存し、本事業に関する報告や調査を求められた場合には応じます。

第3条 矢掛町及び矢掛町関係機関から請求のあった徴収金について、滞納がないことを誓約し、また、滞納の有無を確認するため、事業実施機関から関係機関へ照会することについて承諾します。

第4条 令和3年分の農業収入額が50万円未満の場合、直近の農地基本台帳もしくは提出済みの令和4年度営農計画書で申請したとおり、3,000㎡（30a）以上作付けしていることを誓約します。

第5条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない者（法人の場合は役員等が暴力団員でない者）でないことを確認するため、本申請に関する個人情報をお岡山県警察本部に照会することについて承諾します。

第6条 矢掛町に提出された個人情報について、矢掛町が関係機関と共有すること及び以下の目的のために使用することを承諾します。

- （1）補助金事業の適正な執行のために必要な連絡
- （2）その他補助金事業の遂行に必要な活動

第7条 次の各号のいずれかに該当すると矢掛町が認めるときは、補助金の交付の決定変更、若しくは取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還命令に従います。

- （1）偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- （2）その他補助事業の実施が著しく不適当であると認められたとき。

2 前項の規定による補助金の返還の命令を受けたときは、速やかに当該補助金の全部又は一部を町長に返還します。

第8条 交付申請に当たっては、矢掛町農業資材等物価高騰対策事業補助金交付要綱を確認し、その内容を十分に理解しています。

第9条 補助金の交付に関し、申請者及び第三者が不利益を被ることになっていても、異議は一切申し立てません。

【裏面に続く】

【記載例】

【添付書類チェックシート】

各書類の説明をご確認のうえ、不足がないようにご注意ください。

番号	申請書類	チェック欄	
		申請者	町受付
①	矢掛町農業資材等物価高騰対策事業補助金交付申請書 【様式第1号】 (※) 押印すること（法人の場合は代表者印）	☒	☐
②	承諾書（両面・本添付書類チェックシートの表面） 【別紙】 (※) 押印すること（法人の場合は代表者印）	☒	☐
③	令和3年分の農業収入を確認できる書類 個人の場合：令和3年分の所得税青色申告決算書又は白色申告収支内訳書の写し 法人の場合：直近の決算報告書（損益計算書）等の農業収入が確認できるもの	☒	☐
④	令和3年分の農業収入が50万円未満の場合 経営耕地面積確認書類（※令和3年分の農業収入が50万円未満の場合のみ） 直近の農地基本台帳もしくは提出済みの令和4年度営農計画書の写し（ <u>役場産業観光課へ相談すること</u> ）	☐	☐
⑤	矢掛町農業資材等物価高騰対策事業補助金請求書 【様式第4号】委任等による法人名義及び本人名義以外の口座への振り込みは対応できません。 金融機関名・支店名・口座種類・口座番号・口座名義人を記入 (※) 押印すること（法人の場合は代表者印）	☒	☐
⑥	振込先口座を確認できる書類（通帳の写し） ・通帳表紙と通帳を開いた1，2ページ目の写し （法人）法人名義の振込口座の通帳の写し （個人）申請者本人名義の振込先口座の通帳の写し	☒	☐

（申請書類を確認し申請者欄を☑）